

## やまぐち自転車活用推進計画(素案)に対するパブリック・コメント(県民意見の募集)の実施結果について

山口県では、自転車活用推進法に基づき、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するための施策を定める、「やまぐち自転車活用推進計画」を策定しましたので公表します。

また、計画の策定に当たり、計画(素案)に対して実施したパブリック・コメント(県民意見の募集)の結果について、併せて公表します。

### 1 公表する資料

- (1) やまぐち自転車活用推進計画(概要)
- (2) やまぐち自転車活用推進計画(全文)

### 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間  
令和元年10月7日(月)から令和元年11月6日(水)まで
- (2) 意見の件数  
8人51件
- (3) 意見の内容と県の考え方

#### 【計画の基本的事項及び施策の推進に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	どの様にアンケートを収集したのか明示の上で、再度意見募集を実施すべきと考える。	アンケート調査については、平成31年2月から3月上旬にかけ、山口県総合交通センターへ来場された山口県在住の10代以上の方558名及び、山口市内の中学校の生徒77名と高等学校の生徒80名に協力を依頼し、いただいた回答を集計しています。 なお、再度意見募集を行う予定はありません。
2	アンケート調査の回答人数について、配布部数(回収率)を明記してほしい。	
3	基礎項目(自転車使用目的/通学・通勤手段/近隣移動手段)について、横軸表記を修正すべき。	いただいたご意見を踏まえ、横軸表記を修正しました。
4	計画の方向性はバランスが取れていると思うが、その反面「尖ったところ」がなく、平凡だと感じた。更新する際は、どこかに特化した、県民が聞いて楽しくなる計画になることを期待している。	自転車の活用が地域の実情や特色を生かしたものとなるよう、取り組んでまいります。
5	「身近でアクセシビリティの高い交通手段」を「県民・市民や来訪者にとって身近でアクセシビリティの高い交通手段」としてはどうか。	自転車は、多くの人にとって身近で利用しやすい交通手段であることから、利用主体を特に明示しておりません。

6	<p>「中でも、主な整備手法として想定される自転車歩行者道の整備にあたっては、」を「道路構造上、やむを得ず自転車歩行者道に自転車と歩行者の通行位置を明示する整備にあたっては」としてはどうか。</p> <p>自転車専用通行帯や車道混在の自転車ナビマーク・自転車矢羽根等具体的な自転車専用通行帯や車道混在のイメージがわかるような提示が必要と考える。</p>	<p>自転車歩行者道は、地域の交通状況等に応じ、既存の道路も活用し大きな構造変更は行わず、カラー舗装等による歩行者と自転車の通行位置の明示などの整備も進めているところです。</p> <p>また、自転車通行空間の整備事例については、県管理道路におけるこれまでの整備事例を示していますが、ご意見を踏まえて、車道混在（矢羽根型路面標示）のイメージを追記します。</p>
7	<p>「公共交通機関の利用との組み合わせを含めた自転車の利用を促進し」を「公共交通機関の利用との組み合わせを含めた自転車の利用（サイクル&amp;ライドなど）を促進し」としてはどうか。</p>	<p>いただいたご意見については参考とさせていただきます、計画期間中に講ずべき措置（別表）の中で必要に応じて取り組んでまいります。</p>
8	<p>良好な都市環境の形成で自転車歩行者道路を挙げているが、歩行者と自転車の分離は必要で、そうしないと歩行者の安全は確保されないし、自転車の高速性も実現できない。</p> <p>道路に矢羽根を書いて自転車の走行を自動車にアピールすることが重要である。</p>	<p>自転車通行空間の整備事例については、県管理道路におけるこれまでの整備事例を示していますが、ご意見を踏まえて、計画に車道混在（矢羽根型路面標示）のイメージがわかるものを追記し、今後整備に努めてまいります。</p>
9	<p>自転車レーンについて、一本の線でなくネットワークを形成するよう、それぞれの町に促してほしい。それぞれの町のネットワーク同士を繋げるとおのずと自転車の走る空間が広がる。</p>	<p>いただいたご意見については参考とさせていただきます、市町における自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定支援など、計画期間中に講ずべき措置（別表）の中で取り組んでまいります。</p>
10	<p>「目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」に、「路上段差の解消」の記述を追加すべきと考える。</p>	<p>お示しの「路上段差の解消」は記載しておりませんが、県では、道路の維持管理について、日々のパトロールや施設点検等により、段差等の異常個所の早期発見と速やかな補修を行い、良好な状態に維持するよう努めています。</p>
11	<p>自転車通行空間の整備予定（路線名：主要地方道山口小郡秋穂線）の道路断面について、沿道の店舗の多くが駐車場を有しており、停車帯の必要性は低いと考えられることから、停車帯をそのまま自転車専用レーンに整備すれば、良好な自転車走行環境となり、歩道の安全性が格段に増すと思われる。</p>	<p>当該区間では、既存の道路を活用し大きな構造変更は行わず、自転車歩行者道の凸凹を補修するとともに、カラー舗装等により歩行者と自転車の通行位置を視覚的に分離する方法により、交通事故防止のための整備を進める予定です。</p>
12	<p>自転車歩行者道の自転車部分に歩行者の姿しか見えないので、修正を希望する。</p>	<p>ご意見を踏まえ写真を変更します。</p>

13	<p>実施する施策について、それぞれの方向性でも面白い取組を期待しており、特に健康については、リハビリや運動不足解消、高齢者・子どもの健康づくり、障害者の社会参加など、切り口はたくさんあると思うので、愛媛県などの取組も参考に、山口県に適しそうなものを実施してほしい。</p>	<p>生活習慣病予防等の観点から、自転車活用などの身近な運動の重要性について、今年度から配信を開始している「やまぐち健幸アプリ」等を活用した広報啓発に努めているところです。</p> <p>また、自転車を活用した障害者の社会参加の促進については、タンDEM自転車やハンドサイクル等の普及及びこれらを活用した障害者スポーツの推進に向けて、いただいたご意見を参考に、関係機関等と協議しながら、今後、検討してまいります。</p>
14	<p>自転車マップについて、安全を意識してかわざわざここを通らないルートを選定している。自転車に乗り慣れていると、国道を通るのは苦痛ではない。自転車の高速性を考えると、国道を走ったほうが楽に早く到達できる。</p>	<p>サイクリングルートの設定にあたっては、道路管理者、地元自治体、自転車団体、警察等の関係機関と協議の上、安全性や景観等を総合的に勘案して決定しております。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
15	<p>宇部空港やきららの自転車ステーションがあまりにも貧弱。特に宇部空港は自転車を持ってきた人が組み立てたりすることが考えられるが、できるようになっていない。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、山口宇部空港につきましても、自転車を組み立てるスペースである「サイクルピット」を設置しており、工具や空気入れも備えています。</p>
16	<p>マップに従って走りやすいよう、道路などに案内表示や案内塗装をしてはどうか。分岐点などには特に案内表示が必要。</p>	<p>目的地までの進行方向や距離等を示したサイクリスト向け路面標示につきましても、平成29年度から、モデルルートにおいて、交差点や一定の間隔ごとに、順次整備を進めているところです。</p>
17	<p>山口～秋吉台、防府～徳地などの既存の自転車道へ案内してもよいのではないかと。しかしながら、これらの道路はメンテナンスが不十分であり、また、歩道と混在区間の分離が必要と思われる。</p>	<p>山口秋吉台公園自転車道については、路面補修等のリフレッシュ工事を行うとともに、ルート上に距離や方向を示す路面標示などの整備を進めてきたところです。</p> <p>引き続き、サイクリストが快適で安全に自転車を楽しむことができるよう、自転車道の環境整備に取り組んでまいります。</p>
18	<p>サイクリングコースを走るためには、コースまでの移動と、自転車の確保が大きな問題となる。そこで、山口宇部空港やJR新山口駅等を起点とするルートを設定し、ここに自転車に関するサービスをワンストップで提供する拠点を整備することで、ビギナーをはじめ多くの人々の自転車の活用の機会が創出できると考える。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本計画にお示ししている12の広域サイクリングルートのうち、①秋吉台グリーンカルスト街道、⑦瀬戸内アドベンチャー輪道はJR新山口駅を起点としており、⑦瀬戸内アドベンチャー輪道は、山口宇部空港前を通過するルートとなっております。</p> <p>また、レンタサイクルを利用できる「サイクルステーション」をJR新山口駅に、輪行してきたサイクリストが自転車の組立てに利用できるスペースである「サイクルピット」をJR新山口駅・山口宇部空港に整備しております。</p>

19	<p>インバウンドの促進を狙うのであれば、海外の先進的事例を参考にしているかどうか。</p> <p>他県では、東海道をサイクリングコースとして整備との動きもあると聞くが、本県でも長崎県～京都府までの自治体と連携し、勤王の志士の道や維新の道などといったサイクリングルートの整備を呼び掛けてはどうか。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>また、他県と広域的に連携した取組につきましても、本計画にお示しした島根県との取組を含め、適切に推進してまいります。</p>
20	<p>自転車という環境配慮・自然とのふれあいの面が大きいものを主題として観光を語るのであれば、県内にある「原子力発電所建設計画」について当推進計画内で県の立場を明示すべきと考える。</p>	<p>お示しの件に関する記載は考えておりません。</p>
21	<p>サイクリングルートについて、モデルルート4件については詳細が記載されているが、その他9件についても具体的整備計画を明示すべきであり、無理であれば、早急に関係自治体、団体等と協議の上、整備計画策定・実施をお願いしたい。</p>	<p>4件のモデルルートは、国が進めているナショナルサイクリングルートへの指定も念頭に位置付けた重要ルートであることから、特に整備計画を本計画に明示したものであり、その他9件のルートにつきましても、サイクリングを快適に楽しめるよう、関係市町、団体等と連携しながら、必要な環境整備に努めてまいります。</p>
22	<p>秋吉台カルストロードは、観光シーズン等は大型バスが行き違い、週末には車やバイクが多く、事故が起これるのではないかと不安に思っているため、道幅を広げていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
23	<p>自転車ルートについて、外からの集客を考えると山口宇部空港は外せないと思うので、山口宇部空港～草江駅～R190恩田交差点～清水川交差点（ユニクロ宇部店角）～宇部自転車レーン～R490神原交差点～R490北上～R2車地交差点～厚東川ダム横を北上～十文字交差点～山口秋吉台自転車道～秋芳洞入口のコースを提案したい。</p>	<p>サイクリングルートの設定にあたっては、道路管理者、地元自治体、自転車団体、警察等の関係機関と協議の上、安全性や景観等を総合的に勘案して決定しております。</p> <p>なお、いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
24	<p>空港は空の玄関口であり、首都圏や海外からの旅行者、官民挙げての歓迎やサポートが期待できることから、山口宇部空港から国道490号を北上して小野湖を經由して秋吉台をめぐるルートを追加していただきたい。</p>	
25	<p>目標3に掲げるシンボルイベントについて、本格的なレースを間近に観ることができる機会は貴重であり、観客も楽しめるイベントが併催され大変素晴らしいと感じたので、自転車を通じて本県が大いに盛り上がるイベントの継続を強く望む。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>

26	<p>目標4において「被害者救済の観点から、自転車利用者に対する自転車保険等の加入促進に向けた広報活動を行う」としながら、実施すべき施策に保険加入促進の記述が見当たらないため、記述を追加すべきと考える。</p>	<p>本計画では、自転車の活用の推進に関する目標、実施すべき施策及びその達成に向けて計画期間中に講ずべき措置(別表)を定めるものであります。 ご意見頂きました保険加入促進の記述については、その達成に向けて計画期間中に講ずべき措置(別表)に明記しております。</p>
27	<p>周南市では古川跨線橋が架け替え工事により10年間通行止めになると聞いているが、このような具体的道路事情を把握し、自転車利用普及に繋げる施策実施のための計画策定をお願いしたい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。</p>
28	<p>自転車利用で数多く見られる違反は右側通行、つまり逆走であり、自転車レーンに矢印などで走行方向を明示することで利用者に注意喚起できる。 歩道走行する自転車が大半を占めるのも自転車レーンが充実していないからで、歩道走行が逆走を助長している。</p>	<p>自転車事故のない安全で安心な社会を実現するため、自転車の通行ルールの周知徹底とマナーの向上に向け、今後も様々な啓発活動を行ってまいります。 また、自転車通行空間の整備については、市町が作成する「自転車ネットワーク計画」等に基づき、公安委員会や関係する道路管理者とも連携し、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めることとしており、今後も地域の課題やニーズ、交通状況等に応じた整備手法により、整備を進めてまいります。</p>
29	<p>自転車レーンは車道を走りなれていない人向けの性格が強く、自転車事故のない安心安全な社会の実現に効果的である。違反防止は、自転車は左を走る車両だといった基本的なルールを守ることから始まると思う。</p>	
30	<p>県内の歩道で自転車通行可の標識の整備が悪いので、交通違反を増やさないためにも、模範的な自転車が走りやすい環境の整備をお願いする。</p>	
31	<p>実施すべき施策15と16の間に「自動車運転者に対する、自転車車道走行への理解と安全確保に向けた啓発・教育の推進」を追加されたい。</p>	<p>いただいたご意見については参考とさせていただきます、計画期間中に講ずべき措置(別表)の中で必要に応じて取り組んでまいります。</p>
32	<p>「安心・安全を向上させることが必要である。」を「安心・安全を向上させることが必要である。道路被害、激しい渋滞、停電、ガソリン不足等の悪条件下でも自転車での職員参集、物資調達、ボランティア活動などが期待される。」としてはどうか。</p>	<p>ご意見の内容については、本文中の現状と課題、目標等の記載内容に含まれるものと考えております。</p>
33	<p>交通ルール啓発など、写真の例で小学生が多く、通学で自転車利用率が最も多い高校生の活動事例が少ない。 県内高校で、生徒会が全校集会で通学路点検と交通ルールについて学んだことを報告し、交通ルール啓発の成果に繋がっている事例もあるため、紹介されるよう提案する。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、高校生の活動事例に係る写真を追加します。 御紹介いただきました事例については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。 県のホームページで「学校安全実践事例」として紹介されているものもあります。</p>

34	調査・広報活動等に関する本文中、「様々な調査結果等の情報収集に努める。」を「様々な調査結果等の情報収集と情報公開に努める。」としてはどうか。	いただいたご意見については、今後の施策推進にあたっての参考とさせていただきます。
----	--	--

### 【計画の概要版に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
35	目標1の写真が自転車歩行者道のみで紹介となっているが、自転車ナビマーク・自転車矢羽根等、具体的な自転車専用通行帯や車道混在のイメージがわかるような提示が必要と考える。	ご意見を踏まえて、車道混在(矢羽根型路面標示)のイメージを追記します。
36	目標1「自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成」と目標4「自転車事故のない安心・安全な社会の実現」は本来、相互に強く関連しています。目標1から目標4への矢印を入れてください。	お示しの目標1と4のみならず、4つの目標は相互に関連していますので、特に矢印等は示しておりません。
37	交通ルール啓発やヘルメット指導など、写真の例が小学生ばかりで、通学で自転車利用率が最も高い高校生の活動事例が見えません。	概要版では主な事例を紹介しており、高校生の活動事例は挙げていませんが、本文の写真を変更します。
38	1.「自転車通行空間の計画的な整備」を「自転車通行空間の計画的なネットワーク整備」としてはどうか。	概要版では、目標及び、実施すべき施策のうち主要なものについて挙げておりますが、いただいたご意見については参考とさせていただき、計画期間中に講ずべき措置(別表)の中で取り組んでまいります。
39	5.「通過交通の抑制」を「通過交通の抑制や制限速度の低減」としてはどうか。	
40	17.「自転車通行空間の計画的な整備」を「自転車通行空間の計画的なネットワーク整備」としてはどうか。	

### 【パブリック・コメント等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
41	全く同時期に資料多数の3件のパブリック・コメントが集中している状況での意見作成は、1ヶ月では到底困難と感じており、今回の意見募集の回答を再提示の上での再意見募集あるいは期間延長を検討していただきたい。再意見募集や期間延長ができないなら理由を明示されたい。	本パブリック・コメントは山口県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施しています。意見募集の時期・期間については、各々の計画等策定過程の中で決定しており、再意見募集の実施や期間延長は考えておりません。
42	行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足不備又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断	いただいたご意見については、今後パブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。

	<p>るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>（「県の条例等に則って（1ヶ月）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しません。）</p>	
43	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内)。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（10月21日の山口新聞、中国新聞、宇部日報）により、広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
44	<p>意見募集期間中の8月発行の県広報紙にパブリック・コメントの記述は全くありませんでした。具体的案件は〆切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能なはずであり、県広報にこの様な文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えません。</p> <p>・県広報にパブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願います。</p> <p>・県広報には、常時パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報を掲載願います。</p>	
45	<p>山口新聞10月（当パブリック・コメント期間中）の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には当該パブリック・コメント/意見募集、パブリック・コメント/意見募集全般の記述がありませんでした。</p> <p>パブリック・コメント/意見募集の小さな広報掲載より、「山口県からのお知らせ 山口県広報」への掲載の方が県民の目にとまる、と感じます。</p> <p>なぜ「山口県からのお知らせ 山口県広報」にパブリック・コメント/意見募集個別、パブリック・コメント/意見募集全般の記述が無いのか御説明願います。</p> <p>・意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリック・コメント/県民意見公募」実施中の広報実施を御願致します。</p>	

46	<p>パブリック・コメント(県民意見募集)の同一期間集中の弊害については(特に年末年始の集中の際に)過去複数回意見指摘しておりますが、今回同一期間に3件の案件集中となっております。</p> <p>県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回3件の集中が発生したのか明示願います。</p>	<p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しております。</p> <p>議会日程との関係で、時期が重なることがあります。</p>
47	<p>今回の様に県の施策として1ヶ月の期間でのパブリック・コメント(県民意見の募集)が存在する中、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔(5月発行の次が8月発行、その次が11月発行)となっております。</p> <p>『県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を隔月(以上の間隔での)発行としている』理由を明示願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっております、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
48	<p>ここまでの「パブリック・コメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する御返答内容、意見送付県民数・意見数より、当該「県民意見の募集」の広報が十分になされたのか、御判断御明示願います。</p> <p>(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの御判断(十分・不十分)」を明示願います。)</p>	
49	<p>当件の内容は地域性専門性・県内市町自治体・企業との関係性の高いものとなっておりますと考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、関係団体・組織・企業或いは市町自治体等からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。</p> <p>(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>計画策定にあたっては、必要に応じて、関係部署を通じて、有識者や関係者、市町等から意見を伺っており、今後、国や関係市町、民間事業者、県民等が相互に連携しながら計画に定める施策を進めていく予定です。</p>
50	<p>年代の殆どが元号表記でした。</p> <p>年代認識のし易さを考え、元号西暦併記または西暦表記を御願い致します。</p>	<p>ご指摘の意見については、今後の実施に際し、参考にさせていただきます。</p>
51	<p>本文中、県民には馴染みの無い/薄いであろう専門用語・行政用語が散見されました。</p> <p>用語解説の掲載(解説語句が多くなる様ならば巻末への「用語解説」の章の追加)を御願いします。</p> <p>また、パブリック・コメント(県民意見募集)への「語句解説」記載を一般化願います。</p>	<p>用語解説については、必要に応じて注釈を付けております。</p> <p>ご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>